

平川市感染防止対策認証制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染防止対策を実施する市内飲食店等を市が認証することにより、飲食店等における感染防止対策の徹底及び強化を図り、市民が安心して利用できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱における飲食店等とは、日本標準産業分類に定める「飲食サービス業」、「一般乗用旅客自動車運送業（タクシー業）」、及び他に分類されないその他のサービス業のうち「自動車運転代行業」とする。

(認証対象者)

第3 認証制度の対象となる事業者は、申請日の前日までに開業し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を置き、飲食店等を営む個人事業主又は法人であること。
- (2) 現に事業を営み、かつ、今後も1年以上継続して事業を営む予定であること。
- (3) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に定める施設でないこと。

(申請書等)

第4 認証を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 平川市感染防止対策認証店舗申請書（様式第1号）。
- (2) 営業許可証又は自動車運転代行業認定証の写し。
- (3) その他、市長が必要と認めるもの。

2 前項に定める書類の提出期限は、令和3年8月31日までとする。

(認証等)

第5 市は、第4の規定による申請があったときは、当該申請に係る提出書類の審査及び現地確認を行うものとする。

2 市は、現地確認を行う際の認証基準として、「あおり飲食店感染防止対策認証制度」を準用する。飲食サービス業以外の業種については、各業界のガイドラインを参考に市が定めた認証基準を用いるものとする。

3 市は、第1項の審査及び現地確認の結果、申請のあった店舗等が認証基準に適合して

いると認めるときは、店舗等の事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、当該認証に係るステッカー（以下「認証ステッカー」という。）を交付するとともに、平川市感染防止対策認証店舗決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 4 認証事業者は、認証を受けた店舗等において、認証ステッカーを利用者の見やすい場所に掲示するものとする。

（認証決定の取消し）

第6 市は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、認証を取消することができる。

（1）申請書類の記載内容に虚偽があったとき。

（2）「平川市感染防止対策認証店舗」の認証後に、感染予防対策等、認証の要件を満たしていないと認めるとき。

（3）その他この要綱に違反したとき。

- 2 市は、前項の規定により認証を取消しした場合、平川市感染防止対策認証店舗取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 3 第1項の規定により認証を取消された認証事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの使用を中止しなければならない。

（報告及び実地調査）

第7 市は、申請内容等の確認のために必要があると認めるときは、認証事業者に対して必要な報告を求め、又は事前の通知なしに、認証を受けた店舗等の感染防止対策に係る調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。